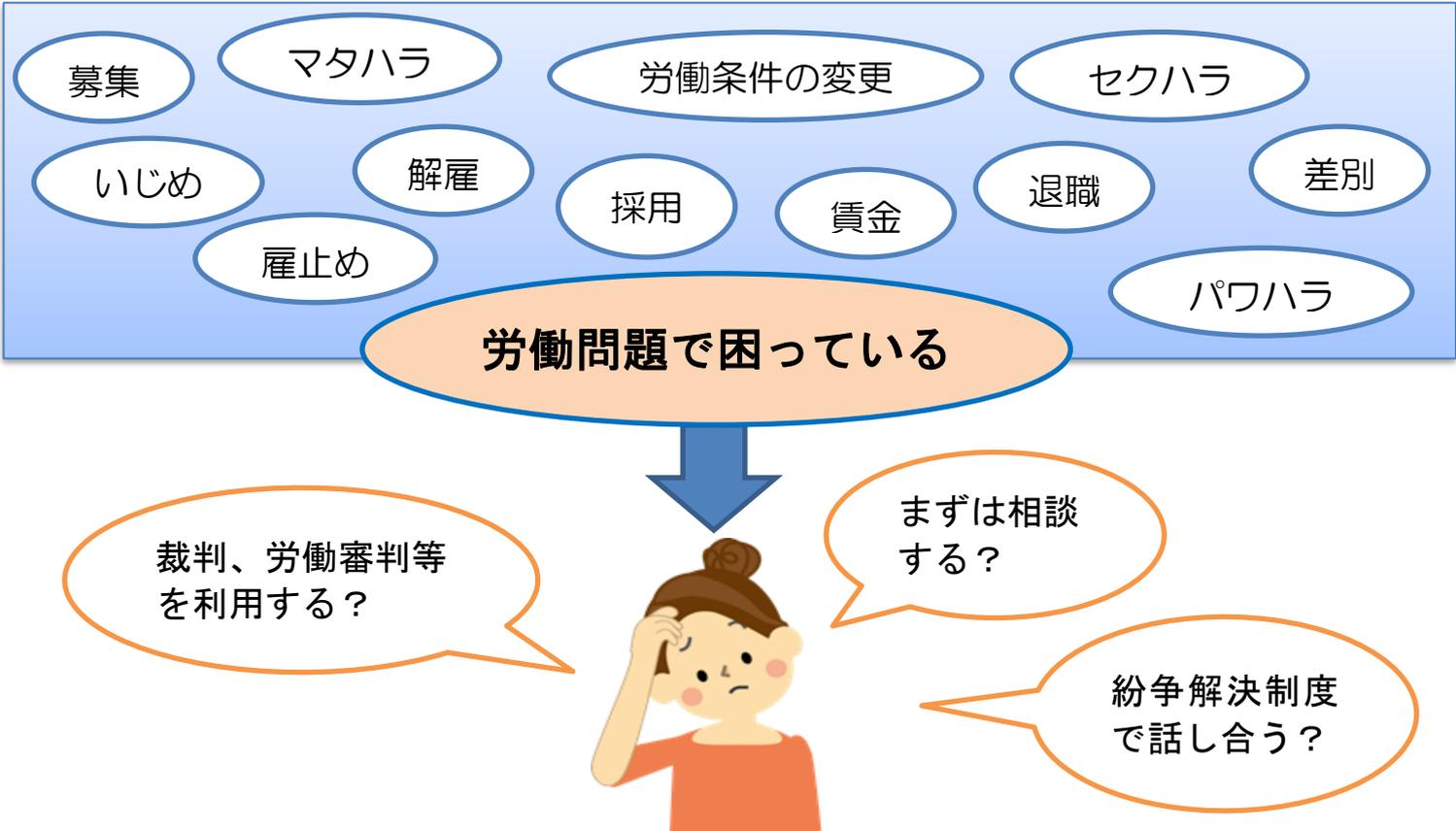


職場の労働問題でお困りの方へ ～労働相談・個別労働紛争解決機関・団体のご紹介～

労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関の問い合わせ先、各機関・団体の実施するサービス、制度等についてご紹介します。なお、サービス内容、制度の詳細については各機関・団体に直接お問い合わせください。



機関・団体名	滋賀労働局	滋賀県労働相談所	滋賀県労働委員会	滋賀弁護士会	滋賀県社会保険労務士会	法テラス滋賀	大津地方裁判所(民事部)
相談	P2 P3	P4	P5	P6	P7	P8	-
紛争解決制度を利用する	P2 P3	-	P5	P6	P7	-	P9 (簡易裁判所)
裁判制度を利用する	-	-	-	-	-	-	P9

～ 個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会 ～

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
滋賀労働局	滋賀労働局 雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー 大津市打出浜 14 番 15 号 滋賀労働総合庁舎 4 階 TEL 077-522-6648	相 談	【制度概要】 解雇、雇止め、配置転換、賃金の引下げといった労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野について、労働者、事業主どちらからの相談でも、お受けいたします。 総合労働相談コーナーが所掌しない事項についての相談は、担当部署をご案内します。
	大津労働基準監督署 総合労働相談コーナー 大津市打出浜 14 番 15 号 滋賀労働総合庁舎 3 階 TEL 077-501-3976		【費用】 無料
			【相談方法】 電話又は面談。予約不要。
	彦根労働基準監督署 総合労働相談コーナー 彦根市西今町 58-3 彦根地方合同庁舎 3 階 TEL 0749-22-0654	滋賀労働局長による助言・指導	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、紛争当事者に、その問題点を指摘し、解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な紛争解決を促進する制度です。 ※この制度は自主的な解決を促すもので、当事者に措置の実施を強制するものではありません。
			【費用】 無料
	東近江労働基準監督署 総合労働相談コーナー 東近江市八日市緑町 8-14 TEL 0748-41-3363	滋賀紛争調整委員会によるあっせん	【制度概要】 民事上の個別労働紛争について、紛争当事者の間に公平・中立な第三者として、労働問題の専門家（弁護士等）である「あっせん委員」が入り、双方の主張を聞き、問題点を整理しながら、自主的な解決が図られるよう調整し、紛争の解決を図る制度です。 紛争当事者間で合意に至った場合は合意文書を取り交わし、合意内容は民法上の和解契約の効力をもちます。 あっせん手続きは非公開であり、紛争当事者のプライバシーは保護されます。 なお、相手方があっせんに参加しなかった場合やあっせんが合意に至らなかった場合、手続きは終了となります。
【特長】 簡易・迅速・無料・ 秘密厳守の解決援助サービス。 労働問題のワンストップサービスの提供。	※各労働基準監督署の相談コーナーでは、申請書の受付のみ行います。		
			【費用】 無料

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
滋賀労働局	<p>滋賀労働局 雇用環境・均等室 大津市打出浜 14 番 15 号 滋賀労働総合庁舎 4 階 Tel 077-523-1190</p> <p>〔男女雇用機会均等法、 育児・介護休業法、パ ートタイム・有期雇用 労働法、労働施策総合 推進法（パワーハラス メント）に関すること〕</p> <p>滋賀労働局 職業安定部 需給調整事業室 大津市打出浜 14 番 15 号 滋賀労働総合庁舎 5 階 Tel 077-526-8617</p> <p>〔労働者派遣法に関する こと〕</p>	相 談	<p>【制度概要】 左記の法律に関する以下のようなご相談をお受けします。左記の法律に関する以下のようなご相談をお受けします。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 職場における男女差別的取扱い • 結婚、妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いやマタニティハラスメント • セクシュアルハラスメント • 育児・介護休業制度等の利用について（不利益取扱いやハラスメントを含む） • パートタイム労働者・有期雇用労働者と正社員との均等・均衡待遇 • パワーハラスメント※ • 派遣労働者と派遣先の正社員との均等・均衡待遇 • 障害者に対する差別、合理的な配慮 など <p>※ 企業規模等によって法施行時期が異なるため、総合労働相談コーナーをご案内する場合があります。</p>
	<p>【費用】 無料</p>		
	<p>【相談方法】 電話又は面談。予約不要。</p>		
	<p>【相談日時】 月曜日～金曜日 8:30～17:15 土曜日、日曜日、祝日、年末年始は閉庁</p>		
<p>滋賀労働局 職業安定部 職業対策課 大津市打出浜 14 番 15 号 滋賀労働総合庁舎 5 階 Tel 077-526-8686</p> <p>〔障害者雇用促進法に関する こと〕</p>	労働局長による 紛争解決の援助 (助言・指導・勧告)	<p>【制度概要】 労働者と事業主との間に生じた左記の法律に関わる民事上の労使紛争について、労働局が紛争当事者に対して紛争の問題点を指摘し、必要な助言等を行うことにより紛争解決を援助する制度です。 この制度は自主的な解決を促すもので、当事者に措置の実施を強制するものではありません。</p>	
<p>【費用】 無料</p>			
<p>〔障害者雇用促進法に関する こと〕</p> <p>(相談内容に応じて他部署、機関等をご紹介します場合があります。)</p>	滋賀紛争調整委員会 による調停	<p>【制度概要】 労働者と事業主との間に生じた左記の法律に関わる民事上の労使紛争について、労働問題の専門家（弁護士等）である「調停委員」が紛争当事者双方から事情を伺い、紛争解決のための調停案を作成し、当事者双方に調停案の受諾を勧告することにより紛争の解決を図る制度です。 当事者間で調停案に合意した場合、受諾された調停案は民事上の和解契約効力を持ちます。 なお、相手方が調停に参加しなかった場合や調停案を受諾しなかった場合、手続きは終了となります。</p>	
<p>【費用】 無料</p>			

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
滋賀県労働相談所	滋賀県労働相談所 大津市打出浜 2-1 コラボしが 21 6階 TEL0120-967164 077-511-1402 (所管：滋賀県商工 観光労働部労働雇用 政策課)	相 談	【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について随時相談を受け付けています。
			【費用】 無料
			【相談方法】 電話又は面談。 ※ 面談は要事前連絡 ※ 電話や面談での相談が難しい場合、メールでの相談も受け付けています。
			【相談日時】 平日（月曜日～金曜日） ※祝日、年末年始を除く 12:00～16:00
	【特長】 フリーダイヤルによる無料相談		

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
滋賀県労働委員会	滋賀県労働委員会 大津市京町 4-1-1 TEL077-528-4473	労働委員会委員による相談	<p>【制度概要】 賃金や勤務時間などの労働条件、解雇、退職、パワハラ等、労働に関する様々な問題について、労働委員会の公益委員（弁護士等）、労働者委員（労働組合役員）、使用者委員（企業役員等）が三者一組となって相談に応じます。</p> <p>【費用】 無料</p> <p>【相談方法】 面談（要予約 077-528-4473）</p> <p>【相談日時】 毎月第4金曜日 14：45～17：00 （10月は、第4金曜日も含め毎週1回程度開催します。開催日時については労働委員会事務局（TEL077-528-4473）までお問い合わせください。）</p>
	<p>【特長】 <u>公</u>（公益委員）・<u>労</u>（労働者委員）・<u>使</u>（使用者委員）の三者構成を活かした迅速かつ丁寧な解決援助サービス！</p>	個別的労使紛争のあっせん	<p>【制度概要】 労働者個人と使用者との間で生じた労働条件をめぐる紛争について、公益委員、労働者委員、使用者委員の三者構成のあっせん委員が、当事者双方の主張を聴いて、問題点を整理し、双方の歩み寄りを促すことにより解決に向けたお手伝いをいたします。</p> <p>あっせん委員による、懇切丁寧なサポートにより、金銭解決のみならず、労使関係の改善につながる解決が可能になるケースもあります。</p> <p>なお、相手方が「あっせん」への不参加の意思を示した場合、解決の見込みが低く合意が図れない場合、同手続は終了となります。</p> <p>※ 労働組合と事業主との間の労働争議については、労働委員会の集団的労使紛争のあっせん、調停、仲裁または不当労働行為の救済制度を利用することができます。</p> <p>【費用】 無料</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等	
滋賀弁護士会	滋賀弁護士会 大津市梅林 1 丁目 3 番 3 号 TEL077-522-2013 (相談予約用番号) TEL077-522-3238 【特長】 <u>法律の専門家。</u> 民事裁判への移行も含めて総合的に対応。	相談	<p>【制度概要】 労働者の方向けの相談を実施しています。 労働相談を弁護士に相談されたい方は、滋賀弁護士会へお電話ください。</p> <p>「労働者相談の申し込み」であることを電話予約の際に伝えて下さい。</p> <hr/> <p>【費用】 初回無料 ただし、法テラスの民事法律扶助制度を利用する場合があります。 いずれにしても相談者の方に相談料はかかりません。</p> <hr/> <p>【相談方法】 面談 [要予約 TEL 077-522-3238] 相談場所は、基本的に担当弁護士の事務所になります。</p> <hr/> <p>【受付日時】 受付時間 平日 9:00~12:00、13:00~16:00 (土・日・祝日休業。弁護士会館の開館時間に準じる。)</p>	
			相談	<p>労働者相談以外の法律相談（交通事故相談や民事一般相談等）も実施しています。（月2回休日相談もあります。） 内容により、相談料金・相談日・相談場所が異なりますので、弁護士会へお問い合わせください。 要予約 (TEL 077-522-3238 又は、滋賀弁護士会HPからネット予約)</p>
			滋賀弁護士会和解 あっせんセンターによるあっせん	<p>【制度概要】 和解による解決が可能な民事事件について、滋賀弁護士会所属の弁護士が、紛争当事者の仲介人（あっせん人）となり、迅速かつ適切な紛争の解決をお手伝いします。 なお、弁護士に相談し、弁護士からの紹介状を得なければ、あっせん手続の申し立てはできません（<u>法律相談前置</u>）。</p> <hr/> <p>【費用】 申立手数料 11,000 円（内消費税 1,000 円） 成立手数料 解決額に応じた額（詳細は、滋賀弁護士会にお尋ねください）</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
滋賀県社会保険労務士会	滋賀県 社会保険労務士会 大津市打出浜2番1号 コラボしが21 6階 TEL077-526-3760	<p style="text-align: center;">相 談</p>	<p>【制度概要】 解雇、時間外労働手当、パワハラ・セクハラなどの労使間トラブルについて労使双方からご相談いただけます。 実務経験豊富な社会保険労務士が対応します。</p> <hr/> <p>【費用】 無料</p> <hr/> <p>【相談方法】 面談</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>電話・FAXにより要予約 電話 077-526-3760 (月～金の祝日を除く 9:00～17:00) FAX 077-526-1800 (24時間受付 後日返答)</p> </div> <hr/> <p>【相談日時】 毎週土曜日 午後1時～午後5時 (年末年始除く)</p>
	<p>【特長】 <u>労働問題の専門家</u>。相談は土曜日に実施。</p>		<p>社労士会労働紛争解決センター 滋賀によるあっせん</p>

	問い合わせ先	利用できる制度	制度概要等
日本司法支援センター 滋賀地方事務所 （法テラス滋賀）	<p>法テラス滋賀 大津市浜大津 1-2-22 大津商中三楽ビル 5階</p> <p>（法テラス・サポートダイヤル） 0570 - 078374 （法テラス滋賀） 0570-078339</p>	<p>情報提供</p>	<p>【サービス内容】 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等に関する情報を無料で提供します。法的トラブルにあい、どのような解決方法があるのか分からない、どこに誰に相談していいのか分からないという方々に、解決のための道案内をいたします。</p> <p>【費用】 無料</p> <p>【利用方法】 電話又は来所</p> <p>【受付日時】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法テラス滋賀 平日 9:00～17:00 （土曜日・日曜日、祝日休業） ●サポートダイヤル 平日 9:00～21:00、土曜日 9:00～17:00 （日曜日、祝日休業） <p>【注意点】 情報提供業務では、<u>個別法律相談や法的判断は行っていません。</u> 地方事務所においては社会福祉士の有資格者など窓口対応専門職員等による対応、サポートダイヤルにおいてはオペレーターによる対応となります。</p>
	<p>【特長】 あらゆる法的トラブル解決の<u>総合案内所。</u></p>		<p>民事法律扶助</p>

	問い合わせ先	利用できる制度
裁 判 所	<p>大津地方裁判所民事部 大津市京町 3-1-2 Tel.077-503-8146</p> <p>大津簡易裁判所 大津市京町 3-1-2 077-503-8182（調停係）</p> <p>大津地方裁判所彦根支部 彦根簡易裁判所 彦根市駅東町 1-13 0749-44-8010</p> <p>大津地方裁判所長浜支部 長浜簡易裁判所 長浜市南呉服町 6-22 0749-62-0240</p> <p>高島簡易裁判所 高島市今津町住吉 1-3-8 0740-22-2148</p> <p>甲賀簡易裁判所 甲賀市水口町水口 5675-1 0748-62-0132</p> <p>東近江簡易裁判所 東近江市八日市緑町 8-16 0748-22-0397</p>	<p>【各手続の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民事調停手続（簡易裁判所） 調停主任（裁判官又は調停官）と一般国民から選ばれた調停委員2名以上が調停委員会を構成し、簡易な事案から複雑困難な事案まで実情に応じた話し合いによる解決を図る手続です。 双方が話し合うことを基本としており、必ずしも詳細な主張書面や証拠は必要とされませんので、自分1人でも手続を行うことができます。 ● 少額訴訟手続（簡易裁判所） 原則として1回の審理で判決がされる特別な訴訟手続で、60万円以下の金銭の支払を求める場合に限り利用することができます。 事前に証拠等を準備する必要がありますが、複雑困難ではない事案の解決に有用な手続ですので、自分1人でも手続を行うことができます。 ● 労働審判手続（地方裁判所） 労働審判官（裁判官）と労働関係の専門家である労働審判員2名が労働審判委員会を構成し、原則として3回以内の期日で、話し合いによる解決を試みながら、最終的に審判を行う手続です。 事前に証拠等を準備し、主張を的確に行う必要があるため、利用にあたっては、弁護士に依頼することが望ましいでしょう。 ● 民事訴訟手続（簡易裁判所・地方裁判所） 裁判官が双方の主張を聴いたり、証拠を調べたりして、最終的に判決等によって解決を図る手続です。請求する金額が140万円以下の場合は簡易裁判所、140万円を超える場合は地方裁判所の取扱いとなります。 厳格な手続の下、主張と証拠に基づいて権利関係を明らかにしていく手続であるため、当事者は証拠の提出と主張を的確に行う必要があります。利用にあたっては、弁護士等に依頼することが望ましいでしょう。 <p>【費用】 上記手続のいずれについても申立手数料等が必要になります。手数料の金額は、手続の種別や請求する金額により異なります。</p> <p>【ご注意】 裁判所では、上記手続に関する問合せにお答えしたり、案内用リーフレットをお渡ししたりできます。<u>なお、労働相談、法律相談及び弁護士等の紹介は行っておりません。</u> 上記手続以外にも、仮処分手続や支払督促手続等があります。</p>

問い合わせ先		住 所	電話番号
滋賀労働局	雇用環境・均等室	大津市打出浜 14 番 15 号 滋賀労働総合庁舎 4 階	(総合労働相談コーナー) 077-522-6648 077-523-1190
	職業安定部需給調整事業室	大津市打出浜 14 番 15 号 滋賀労働総合庁舎 5 階	077-526-8617
	職業安定部職業対策課	大津市打出浜 14 番 15 号 滋賀労働総合庁舎 5 階	077-526-8686
大津労働基準監督署 総合労働相談コーナー		大津市打出浜 14 番 15 号 滋賀労働総合庁舎 3 階	077-501-3976
彦根労働基準監督署 総合労働相談コーナー		彦根市西今町 5 8-3 彦根地方合同庁舎 3 階	0749-22-0654
東近江労働基準監督署 総合労働相談コーナー		東近江市八日市緑町 8-14	0748-41-3363
滋賀県労働相談所		大津市打出浜 2 番 1 号 コラボしが 21 6 階	0120-967164 077-511-1402
滋賀県労働委員会		大津市京町 4-1-1	077-528-4473
滋賀弁護士会		大津市梅林 1 丁目 3 番 3 号	077-522-2013 (相談予約) 077-522-3238
滋賀県社会保険労務士会		大津市打出浜 2 番 1 号 コラボしが 21 6 階	077-526-3760
法テラス滋賀		大津市浜大津 1-2-22 大津商中日生ビル 5 階	0570-078374 0570-078339
大津地方裁判所 (民事部)		大津市京町 3-1-2	077-503-8146
大津簡易裁判所 (調停係)		大津市京町 3-1-2	077-503-8182
大津地方裁判所彦根支部 彦根簡易裁判所		彦根市駅東町 1-13	0749-44-8010
大津地方裁判所長浜支部 長浜簡易裁判所		長浜市南呉服町 6-22	0749-62-0240
高島簡易裁判所		高島市今津町住吉 1-3-8	0740-22-2148
甲賀簡易裁判所		甲賀市水口町水口 5675-1	0748-62-0132
東近江簡易裁判所		東近江市八日市緑町 8-16	0748-22-0397



もう私だけでは
解決できない。

職場のトラブルは、私た
ちが解決のお手伝いをい
たします。



(R5.9)